

みんなで支えよう ～介護保険～

第5回 訪問介護サービス

在宅で利用できるサービスのひとつに、ホームヘルパーが訪問し、「身体介護」や「生活援助」を行ってくれる訪問介護サービスがあります。



訪問介護サービスの対象となるもの

身体介護

- 食事や入浴の介護
- オムツの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 体位変換
- 洗髪、つめ切り、身体の清拭せいしき
- 通院の付き添い など

生活援助

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修介助
- 掃除や整理整頓
- ベッドメイク
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など

訪問介護サービスの対象とならないもの

- 家族全員分の食事の準備や洗濯など、利用者本人以外のための家事
- 主に利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応対（お茶や食事の手配）
- 自家用車の洗車や清掃
- 犬の散歩などペットの世話
- 留守番
- 草むしりや花木の手入れ
- 家具や電気器具などの移動や模様替え、修繕
- 室内外の家の修理、ペンキ塗り
- 大掃除、ガラス磨き、ワックスがけ
- 正月の準備など手間をかけてする調理
- 医療行為
- 預貯金の引き出しなど金銭や貴重品の取り扱い
- 緊急時の救急車への同乗・付き添い

訪問介護サービス（ホームヘルプサービス）は、利用者本人のための介護や援助が基本です。本人の自力では困難で、身近にサポートしてくれる人がいない場合に提供されるサービスです。本人の援助に直接該当しないことや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外になります。

訪問介護サービスのうち、「身体介護」については、食事、入浴、排せつなどの生活動作ができず介助を必要とする場合に、同居家族の有無などにかかわらず利用できます。「生活援助」については、一人暮らしの利用者、または同居家族が障がいや病気などのために家事を行うことが困難である場合に利用できます。同居家族がいても、家族が介護疲れで共倒れなどの深刻な問題が起きてしまう恐れがある場合、家族が高齢による筋力低下などで行うのが難しい家事がある場合や、家族が仕

事などで長時間にわたり不在で日に利用が必要とする援助ができない場合など、やむを得ない事情がある場合にも利用できます。ホームヘルパーは利用者本人の自立のサポートが役割です。本人や家族が「できること」と「できないこと」を話し合い、できない部分をサポートしてもらいましょう。利用者が、いつまでも自分らしい生活を継続できるよう、ケアマネジャーと相談しながら、利用者本人や家族の状況に応じた必要なサービスを受けましょう。